

# 令和8年4月1日から盛土規制法の運用を開始します

- 危険な盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年5月に施行されました。
- 水戸市では、令和8年4月1日に市内全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、盛土規制法の運用を開始します。
- 一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。
- 都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。
- 盛土等が行われた土地では、土地所有者等が常に安全な状態に維持するように努める必要があります。

## 許可対象となる盛土等の規模

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉 ※「崖」…地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

①高さが1mを超える崖を生じる盛土	②高さが2mを超える崖を生じる切土	③高さが2mを超える崖を生じる盛切土

  

④高さが2mを超える盛土	⑤面積が500m²を超える盛土又は切土

  

⑥高さが2mかつ面積が300m²を超えるもの	⑦面積が500m²かつ標高差が30cmを超えるもの

## 許可申請から工事完了までの流れ



※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。

（最大で拘禁刑3年以下・罰金1,000万円以下、法人重科3億円以下）

## 運用開始前に着手した盛土等の工事について

- 運用開始日（令和8年4月1日）時点で許可対象となる規模の盛土等の工事を行っている場合は、21日以内に工事の内容を届け出る必要があります。

届出期間：令和8年4月1日（水） ➤ 令和8年4月22日（水）

〈お問い合わせ先〉

水戸市都市計画部建築指導課開発指導室 TEL：029-306-6590

水戸市 盛土規制法

検索

